

令和3年建築基準適合判定資格者検定における 新型コロナウイルス感染症などへの対応について

建築基準適合判定資格者検定を受験される方は、以下の点に留意してください。

1. 【当日の体調確認と体調不良時のお願い】

発熱等の風邪の症状・味覚障害等がある場合、感染症陽性者との濃厚接触がある場合、過去 2 週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合など、新型コロナウイルス感染症の疑いがある方は、必要に応じて保健所やかかりつけの医師等に相談の上、当日の受験を控えていただくようお願いいたします。

会場に来られた場合でも、受験者に咳を繰り返すなどの体調不良が見られた場合等には、受験中止のお願いをさせていただくことがあり得ます。あらかじめご了承ください。

なお、これらを理由とした再試験の実施は予定しておりません。

【入場時の検温へのご協力をお願い】

当日、試験会場の入り口において、全ての受験者について非接触型体温計による検温を実施します。発熱等が認められた場合には受験をお断りしますが、感染拡大防止のために必要な措置でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

2. 【当日受検出来なかった者の受検手数料の取り扱いについて】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制の必要性を踏まえ、受検ができなかった方について、濃厚接触者である、発熱等がある、基礎疾患がある等の、新型コロナウイルス感染症に関連する健康上の特別な理由が存すると診断書の提出等により認められた場合には、令和4年に実施する建築基準適合判定資格者検定を、令和3年に既に支払った受検手数料をもって受けることができることとします。具体的な申請方法については、9 月上旬に別途国土交通省のホームページにおいて、ご案内致します。

3. 【入場(・退場)時の混雑を避けるためのお願い】

当日の会場については、入場時の混雑を避けるため、試験開始前に余裕をもってご来場お願いいたします。(入場時に検温を行います。早めの来場にご協力をお願いしま

す。)

入場時に行列が出来る場合には、離隔距離をとって整列の上、入場をお願いいたします。また、退場時は、試験監理員の指示に従い、順次の退場にご協力をお願いします。

4.【会場内での試験前後、休憩・昼食時における注意事項】

(1) 離隔距離の確保、対面での会話などの受験者同士の接触の回避

試験会場においては、離隔距離をとった席の配置をしておりますが、着席時以外においても、受験者同士の離隔距離を保つようお願いいたします。

試験前・後、休憩・昼食時においても、対面での会話や飲食など、受験者同士の接触を控えるようお願いします。

なお、試験前・後、休憩・昼食時において、トイレが混雑した場合には、最低1m(できるだけ2m を目安に)の間隔を空けた整列をお願いします。

(2) 咳エチケット・マスクの着用、手指の消毒等

試験当日は、感染予防のため、咳エチケット・マスクの着用やせっけんを使用した手洗い・手指の消毒をお願いします。なお、試験時間中の写真照合の際のみ、試験監理員の指示に従い、マスクを一時的に外して頂く場合がありますので、ご協力をお願いします。

また、携帯用手指消毒用アルコールをお持ちの方は持参し、試験中に使用しても差し支えありません。

(3) 試験室の換気と服装の注意

試験室は換気のため、適宜、窓やドアなどを開けます。室温の高低に対応できるような服装には注意してください。

(4) 禁煙へのご協力のお願い

試験会場内は、喫煙専用室を含めて、すべて禁煙としますので、ご協力をお願いします。

5.【その他】

感染症防止対策の徹底に関して、本留意事項に記載した事項を守っていただけな

い場合や、当日試験会場での試験監理員の指示に従わない場合等には、受験をお断りすることがありますので、ご注意ください。

感染防止の必要に応じて、氏名、緊急連絡先が保健所等の公的機関へ提供され得ることをあらかじめご了承ください。

今後、試験実施について、変更がありましたら、国土交通省のホームページ (<https://www.mlit.go.jp/about/file000029.html>)に最新情報を掲載しますので、適宜、御確認ください。